

議 第 52 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例（平成16年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「は、」の次に「児童1人につき別表に定める」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

利用区分	負担金の月額
8月以外の月の利用	5,000円（午後6時までの開所時間を延長して利用する場合にあっては、6,200円）
8月の利用	9,500円（午後6時までの開所時間を延長して利用する場合にあっては、10,700円）

備考 生計を一にする世帯から2人以上の児童が事業を利用している場合における2人目以降の児童の負担金の額は、当該児童1人につきこの表の負担金の額の2分の1の額とする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行し、この条例による改正後の第2条及び

別表の規定は、同月分以後の利用者負担金について適用する。

(提出理由)

放課後児童健全育成事業の利用者負担金の見直しを行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

(負担金の還付)

第4条 既納の負担金は、還付しない。ただし、天災地変若しくは市の責めに帰すべき事由により一定期間事業を利用できなかったとき又は前条の規定による減額若しくは免除をしたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 【略】

別表(第2条関係)

利用区分	負担金の月額
8月以外の月の利用	5,000円(午後6時までの開所時間を延長して利用する場合にあっては、6,200円)
8月の利用	9,500円(午後6時までの開所時間を延長して利用する場合にあっては、10,700円)

備考 生計を一にする世帯から2人以上の児童が事業を利用している場合における2人目以降の児童の負担金の額は、当該児童1人につきこの表の負担金の額の 2分の1の額とする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行し、この条例による改正後の第2条及び別表の規定は、同月分以後の利用者負担金について適用する。

(負担金の還付)

第4条 既納の負担金は、還付しない。ただし、天災地変若しくは市の責めに帰すべき事由により一定期間事業を利用できなかったとき又は前条の規定による減額若しくは免除をしたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 【略】

【新規】

○熊本市放課後児童健全育成事業実施要綱(昭和54年12月1日制定)改正案

6 児童育成クラブの開所日及び開所時間

- (1) 児童育成クラブの開所日は、次に掲げる日を除く日とする。
 - ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - イ 日曜日
 - ウ 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)
- (2) 児童育成クラブの開所時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて開所時間を短縮することができる。
 - ア 小学校の授業日は、児童の下校時間から午後6時まで
 - イ 小学校の授業の休業日は、午前8時から午後6時まで
- (3) 開所時間を延長して利用する場合の時間は、午後6時から午後7時までとする。この場合において、前号ただし書の規定により開所時間を短縮したときは、開所時間の延長は行わないものとする。

児童育成クラブ利用者負担金改正内容

		8:00	下校	18:00	19:00
現 行	平日 + 土曜				
	8月		4,300円		
改 正 案	平日+土曜+時間延長		5,000円	+1,200円	
	8月 + 時間延長		9,500円	+1,200円	